

記者発表

原子力施設の安全に関する情報提供に係る周知徹底について

平成19年6月20日
生活環境部原子力安全対策課

県は、従来から、原子力事業所の職員及び協力会社社員等より、安全に関する情報（内部告発）が提供された場合に備え、個人情報の保護及び調査方法、調査結果の公表について定め、対処しておりましたが、今般の原子力発電所のデータ改ざん等の不正を踏まえ、原子力施設の安全に関する情報を積極的に収集することといたしました。

この度、原子力安全協定締結全19事業所に対し、別添「お知らせ」を事業所内の掲示板等に一定期間掲示するなど、職員及び協力会社社員等に対する周知徹底を図るよう要請することといたしましたので、お知らせいたします。

「原子力施設の安全情報に係る取扱い要領（原子力安全対策課 平成16年11月制定）」

- ・ 情報提供者の個人情報を保護するとともに、事業者には提供された情報に基づくものであることを秘して、事業者に調査をさせるのではなく、県が自ら立入調査等を行う。
また、調査結果については、公表する。

1 対象となる情報

原子力関係法令又は原子力安全協定の規定に違反する事実など、原子力施設の安全に関する情報（情報提供者の職業、立場、理由・動機などは、問わない。）

2 情報の受付方法

電話、ファクシミリ、手紙、電子メール（いずれも原子力安全対策課宛て）

3 調査及び公表

- (1) 情報提供者が特定されることがないように、最大の注意を払い、調査・公表を行う。
- (2) 安全性、違法性等原子力安全協定上の観点から、迅速かつ機動的に調査を行う。
- (3) 安全上の重要性を適切に判断するとともに、安全確保に関する重要な問題を発見する端緒ととらえて、事実関係を調査し、必要に応じて、国（安全規制担当省庁）と連携して、是正措置を講じる。
- (4) 提供された情報の内容、処理状況に応じ、可能な限り早い段階で、記者発表を行うとともに原子力安全対策課のホームページ上に公表する。

掲示物は、A3サイズとします。



原子力施設の安全に関する情報をお寄せください（お知らせ）



茨城県生活環境部原子力安全対策課

茨城県は、原子力関係法令または原子力安全協定の規定に違反する事実など、原子力施設の安全に関する情報を受け付けております。

情報を提供された方の個人情報、確実に保護します。

なお、事業者にも通報窓口があります。

1 茨城県におけるいただいた情報の取扱い

- (1) 安全性、違法性等原子力安全協定上の観点から、迅速かつ機動的に調査を行います。
- (2) 安全上の重要性を適切に判断するとともに、安全確保に関する重要な問題を発見する端緒ととらえて、事実関係を調査し、必要に応じて、国(安全規制担当省庁)と連携して、是正措置を講じます。
- (3) 事案の内容、処理状況に応じ、可能な限り早い段階で、記者発表を行うとともに原子力安全対策課のホームページ上に公表します。
- (4) 情報提供者が特定されないことがないように、最大の注意を払い、調査・公表をいたします。

2 茨城県における受付方法

- (1) 電話 ; 029-301-6000 (直通)
- (2) FAX ; 029-301-6002
- (3) 郵送 ; 〒310-8555
水戸市笠原町978番6
茨城県生活環境部原子力安全対策課 宛て
- (4) 電子メール ; gentai@pref.ibaraki.lg.jp



3 (事業者名)の通報窓口

事業者が記載

原子力施設の安全情報に係る取扱い要領の概要

1 取扱いに係る基本的考え方

- (1) 情報提供があった場合には、特に安全性、違法性等原子力安全協定上の観点から、迅速かつ機動的に調査を行う。
- (2) 情報提供者の個人情報を保護する。
- (3) 提供された情報について、安全上の重要性を適切に判断するとともに、安全確保に関する重要な問題を発見する端緒ととらえて、事実関係を調査し、必要に応じて、国（安全規制担当省庁）と連携して、是正措置を講ずる。
- (4) 提供された情報の内容、処理状況に応じ、可能な限り早い段階で公表する。

2 提供された情報の処理手順

